

# 登録研修機関研修の受講タイミングについて

基本的には、平成30年(2018年)1月4日の改正通訳案内士法施行以前に都道府県に登録された方は、令和5年1月3日が期限。平成30年1月4日の改正法施行後に登録された方は、初回登録日から5年後が期限となります。

①平成30年1月3日以前に都道府県へ登録された方	平成30年1月4日から、5年以内に通訳案内研修(登録研修機関研修)を受講する必要がある。 初回受講期限: 令和5年1月3日 ※経過措置研修の受講日は関係ありません
②平成30年1月4日以後に都道府県へ登録された方	初回は登録日起算5年以内、それ以降は受講日から5年ごとに受講の必要がある。 受講期限例: 令和3年9月1日に受講した方→令和8年8月31日

	2017年度 ~H29 年度	2018年度 H30 年度	2019年度 令和元 年度	2020年度 令和2 年度	2021年度 令和3 年度	2022年度 令和4 年度	2023年度 令和5 年度	2024年度 令和6 年度	2025年度 令和7 年度	2026年度 令和8 年度	
①平成30年1月3日以前の 既登録者	改正法施行 平成30年1月4日		施行後、5年以内に定期研修を受講					初回受講期限 令和5年1月3日	以後、5年ごとに定期研修を受講		
	都道府県に登録した者 又は 旧試験に合格した者	経過措置研修 (観光庁が実施)		定期研修	受講を分散化		定期研修	定期研修	定期研修	定期研修	
						定期研修					
② 全国通訳 案内士 新規登録者		新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講					定期研修			
			新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講					定期研修		
				新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講					定期研修	